

意匠の調査と類否判断

笹野 拓馬*

抄録 日々の意匠実務において、この意匠は他社製品と「似ているのか、似ていないのか」悩まれることが多いと思います。意匠の類否を、客観的に根拠をもって判断することはなかなか難しいですが、その手法は、特許庁や裁判所等によって構築されています。本稿では、まず、先行意匠調査の方法について要点を説明した上で、意匠の類否判断の手法を意匠審査基準に沿って、具体例を示しつつ、重要な点に絞って説明します。

目次

1. はじめに
2. 先行意匠調査
 - 2.1 特許情報プラットフォームでの調査
 - 2.2 調査の範囲
3. 意匠の類否
 - 3.1 意匠の類否判断手法
 - 3.2 ケーススタディ
4. 特許事務所との相談にあたって
5. おわりに

1. はじめに

意匠権は、実施品の保護、他社へのけん制、模倣品の排除や技術保護の補完等の目的で取得・活用されることが多いと思います。

一方で、意匠権は、登録した意匠に類似する範囲まで権利が及びますが（意匠法第23条）、この類似の概念は、特許や実用新案にはなく、また、登録意匠の類似範囲は明示されないことから、どこまでを類似範囲と考えてよいのかわかりにくいと感じている方も多いのではないのでしょうか。

意匠が「似ているか」「似ていないか」は、人の主観による部分がありますが、客観的な基準を

もって意匠の類否を判断することが大切です。意匠の類否判断の手法は、特許庁や裁判所等によって構築されており、意匠審査基準にはその手法について詳細な解説がなされています。

そこで本稿では、まず、意匠の実務にとって欠かすことのできない先行意匠調査について要点を説明した上で、意匠の類否判断の手法を意匠審査基準に沿って、具体例を示しつつ、重要な点に絞って説明します。

2. 先行意匠調査

意匠の類否判断は、主に、①自社製品が他社の意匠権を侵害していないか、②自社製品が意匠登録を受けることができるか、を確認する場面で求められ、その判断のためには先行意匠調査が欠かせません。

調査のツールとしては、特許情報プラットフォーム（J-Plat Pat）の「意匠公報テキスト検索」や「日本意匠分類・Dターム検索」が多く利用されていますので、以下に特許情報プラットフォームを利用した調査について要点を説明します。

* 弁理士 Takuma SASANO

2. 1 特許情報プラットフォームでの調査

(1) 「意匠公報テキスト検索」

意匠公報テキスト検索は、「意匠に係る物品」や「出願人・意匠権者」等をキーワードとして検索することができ、調査したい物品の名称や出願人の名称等での調査が可能です。

注意点としては、意匠公報テキスト検索は、2000年1月以降発行の意匠公報が対象となっており、「意匠に係る物品」での検索においては、例えば、「自動二輪車」や「オートバイ」のように物品の表現が複数ある場合に、「自動二輪車」のみで検索すると、物品名を「オートバイ」とする意匠は調査から漏れてしまうところです。

したがって、「意匠に係る物品」の検索キーは、大まかな先行意匠調査や下記に紹介する日本意匠分類やDタームを探す目安として利用するのがよいと思います。

(2) 「日本意匠分類・Dターム検索」

日本意匠分類は、一つの意匠に一つ付与されるものであり、日本意匠分類リストの中から、調査対象意匠の分類を選定し、検索することによって、その意匠に係る物品分野を網羅的に調査することができます。

この日本意匠分類は、物品の使用目的や使用状態等の用途によって、大きくA～Wの14グループに分けられ、その各グループの中には「大分類」、そして「大分類」の中に「小分類」が設けられています。さらにその下位には形態等の特徴の観点から細分化された「Dターム」が分類されています。

日本意匠分類による調査では、調査対象意匠が、A～Wのどのグループに属し、さらにそのグループ内の「大分類」、「小分類」のどこに属するのかを正確に選定する必要があります。

前述した「自動二輪車」であれば、グループは「Gグループ」、大分類は「G2 車両」、小分

類は「G2-300 自動二輪車等」となり、「G2-300」を調査すればよいこととなります。調査対象がオフロード型であれば、オフロード型は、「G2-300AA」のDタームが付与されていますので、このDタームで検索すれば、さらに絞り込んだ調査が可能となります。

日本意匠分類は、2005年に改正が行われ、現行分類となっていますが、改正前の先行意匠は現行分類の再付与が行われず、旧分類のままになっていますので、旧分類での調査も忘れずに行う必要があります。

なお、現行分類・Dタームは、出願日が2005年以降の文献が対象であり、旧分類は出願日が2004年以前の文献が対象になります。

2. 2 調査の範囲

(1) 他社の意匠権を侵害していないかの調査

基本的には、特許情報プラットフォームを利用した調査で精度の高い調査を行うことが可能です。

調査は、調査対象意匠の日本意匠分類を正確に選定し、実行すればよいこととなりますが、分類の選定は調査の結果を左右しますので慎重に行ってください。

また、調査対象の物品と用途・機能に共通性がある他の物品が含まれる別の日本意匠分類があることも考えられますので、その場合には、調査漏れを防止するために範囲を広げて調査することも考慮する必要があります。

(2) 意匠登録を受けられるかどうかの調査

意匠登録を受けるためには、新規性や創作非容易性等の登録要件を満たす必要がありますが、その判断対象は、日本の意匠公報のみならず、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等に掲載された新商品の情報、外国の意匠公報等、様々なものが対象になりますので、登録可能性の調査は完全を期することは難しいという

ことを理解しておく必要があります。特許庁は、これらを考慮して審査しますので、調査はある一定のところまでとどめ、意匠登録出願し、その審査結果を待つというのも手段の一つとなるのではないのでしょうか。

3. 意匠の類否

意匠の実務担当者にとって悩ましいのは、一見、似ているけれども、非類似といえるのか、という点ではないのでしょうか。主観や直感に頼ることなく、根拠をもって客観的に判断することはなかなか難しいことですが、その手法は、特許庁の意匠審査の過程を理解することで習得できるものと思料しますので、意匠審査基準に沿って、重要な部分を説明します。

3.1 意匠の類否判断手法

意匠の類否判断の観点

特許庁の意匠審査では、意匠の類否判断は次の(ア)～(オ)の流れで行われますので、順を追って説明します。

- (ア) 物品の認定及び類否判断
- (イ) 形態の認定
- (ウ) 形態の共通点及び差異点の認定
- (エ) 形態の共通点及び差異点の個別評価
- (オ) 意匠全体としての類否判断

(ア) 物品の認定及び類否判断

意匠は、意匠法第2条に規定するように、物品と一体不可分のものなので、物品の類否は、意匠の類否判断の前提となります。

物品は、使用の目的、使用の状態等に基づいてその用途及び機能を特定し、用途及び機能が同一であれば物品同一、共通性があれば物品類似となります。共通性がない場合には物品非類似となり、意匠も類似しないとなります。

(イ、ウ) 形態とその共通点・差異点の認定

意匠の形態は、その物品が通常用いられる状態において、肉眼によって認定することを基本とし、まず、その意匠の形態を大まかに捉えた物品全体の形態（基本的構成態様）と、各部を詳細に観察して捉えた具体的構成態様を特定し、さらに、特定した形態を共通点と差異点に分けて整理します。これらの認定は、後記表1のように文章で特定すると整理しやすいと思います。

基本的構成態様は、意匠の骨格といえるものであり、意匠が同一又は類似となるためには、基本的には、基本的構成態様が共通することになりますので、慎重に特定してください。

なにを基本的構成態様とし、どこを具体的構成態様とするかは判断が難しい場合がありますが、後記表1を見ていただければ、具体的にイメージできるのではないのでしょうか。

(エ) 形態の共通点及び差異点の個別評価

上記(イ)(ウ)で形態を特定・整理した後は、その共通点及び差異点について、その部分が①注意を引く部分か、その程度はどうか、②先行意匠群との対比ではどうか、の観点から、意匠全体の美感に与える影響度の大小を評価します。

評価基準は、意匠審査基準に多くの観点が挙がっていますが、重要な基準は以下になります。

1) 意匠全体に占める割合の大小

意匠全体に占める割合が大きい場合は、小さい場合と比較して注意を引く程度は大きくなり、例えば、意匠の骨格である基本的構成態様の影響度は通常最も大きくなります。

2) 観察されやすい部分か否か

観察されやすい部分の形態であれば、注意を引きやすくなり、観察されやすいかどうかは、意匠に係る物品が選択・購入される際にその形態が見えやすい部分にあるか、取引者を含む需要者が関心を持って観察する部分かどうかによって判断することになります。

3) 先行意匠群との対比

同じ形態を持つ公知意匠の数や、他の一般的にみられる形態とどの程度異なった形態であるか、その形態の創作的価値の高さはどうかを評価し、その部分の形態が、先行意匠群に存在し、ありふれた形態であれば、影響度は低く、新規であれば高い影響度を有することになります。

(オ) 意匠全体としての類否判断

意匠は、各部品や部分が有機的に組み合わさって一つの意匠を構成していますので、上記(エ)における共通点・差異点の個別評価のみでは、意匠の類否を判断したことにはなりません。そこで最後に、個別評価した共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否にどのような影響を与えているのかを評価します。

その結果として、一般的には、共通点の総合評価が差異点の総合評価を凌駕すれば、両意匠は類似となり、差異点の総合評価が共通点の総合評価を凌駕すれば、両意匠は非類似と判断されることとなります。

3. 2 ケーススタディ

上記3. 1において、意匠の類否判断手法の重要な部分を説明しましたが、以下では、具体的な事例を用いて、意匠の類否判断を行いたいと思います。

(1) 似てますか、似てませんか

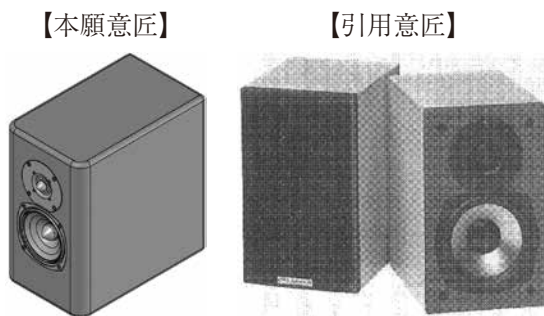


図1 本願意匠と引用意匠¹⁾

一見、似ているようにも見えますが、両意匠は、類似でしょうか、非類似でしょうか。

上記3. 1で説明した判断手法を用いて、意匠の類否を検討したいと思います。

(2) 意匠の類否判断

1) 物品の認定及び類否判断

両意匠の物品は、「スピーカーボックス」で一致しますので、物品は同一になります。

2) 形態の認定

両意匠の骨格となる基本的構成態様と、各部を詳細に観察して捉えた具体的構成態様は、文章によって特定すると表1の通りとなります。

3) 形態の共通点及び差異点の認定

両意匠の共通点は、表1より抽出すると、基本的構成態様と、具体的構成態様におけるツイーター(高音域用のスピーカー)部とウーハー(低音域用のスピーカー)部の各形態となります。

差異点は、表1より、具体的構成態様における、本体部の(ア)及び(イ)の構成、各部の配置(ウ)になります。

4) 形態の共通点及び差異点の個別評価

A. 両意匠の共通点は、いずれも目につきやすい部分にあり、大きな範囲を占めますが、先行意匠群を調査すると、図2のような意匠が多数存在していることから、この物品分野ではありふれた態様であって類否判断に及ぼす影響度は、一定程度にとどまるといえそうです。



図2 共通点における先行意匠群²⁾

表1 本願意匠と引用意匠の構成態様の対比表

	本願意匠	引用意匠
基本的構成態様	本体部は縦長略直方体状、本体部正面中央にツイーター部とウーハー部を上下に近接配置	左記と同じ
具体的構成態様		
本体部	(ア) 各辺がR状に面取りされ、全体として丸みを帯びた形状で、正面中央平坦面の縦横比が約11:5で縦長 (イ) 正面から左右両側面にかけて他辺と比べ広範囲に大きな曲面を形成。正面視で正面左右両側の各1/8がR状に面取りされた曲面。中央平坦面の横幅が本体部全体の横幅の約3/4	(ア) 各辺がほぼ直交し、全体として角張った形状で、正面中央平坦面の縦横比が約5:3で幅広 (イ) 本体部正面のほぼ全面が平らな面
ツイーター部	中央の略円錐状キャップ部とキャップ部周縁の略おわん状の振動板と振動板周縁の中空円板状の周縁領域で構成	左記と同じ
ウーハー部	中央の略円錐状キャップ部とキャップ部周縁の略円錐台すり鉢状コーン部とコーン部周縁の四辺に外側に膨出する丸みを帯びた略正形状の外縁を有する周縁領域で構成	左記と同じ
各部の配置	(ウ) ツイーター部とウーハー部を本体部正面上方寄りに設け、その下方に大きな余地部	(ウ) ツイーター部とウーハー部を本体部正面略中央に設け、その下方に小さな余地部

B. 本願意匠の差異点(ア)は、図3に見られるように、ありふれたものであることから、類否判断に与える影響度は小さいといえます。

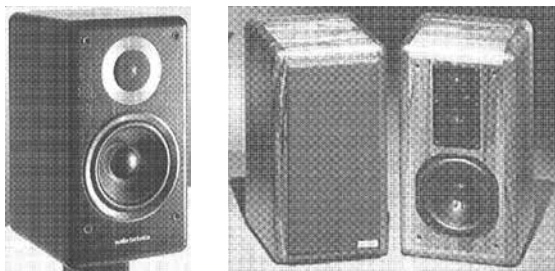


図3 差異点(ア)に関する先行意匠群³⁾

C. 本願意匠の差異点(イ)は、先行意匠群はなく、本願意匠特有のものであり、類否判断に与える影響は大きいと評価できそうです。

D. 本願意匠の差異点(ウ)は、図4に見られるように、ありふれたものであり、類否判断に与える影響は小さいと考えられます。

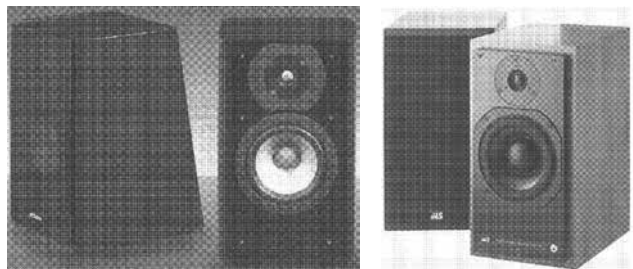


図4 差異点(ウ)に関する先行意匠群⁴⁾

E. 差異点(ア)乃至(ウ)の総合評価

差異点(ア)乃至(ウ)が相俟って生じる美感を考慮すると、本願意匠は、ツイーター部及びウーハー部を幅狭縦長の平坦面の上方寄りに設け、さらにその両側が大きな曲面で構成されていることから需要者に対してソフトで重心が高く軽快な印象を与えているのに対して、引用意匠は、ツイーター部及びウーハー部が幅広な平坦面の略中央に設けられ、その両側を直交した角部としているためにシャープで重心が低く

重厚な印象となっており、このことから、差異点（ア）乃至（ウ）が相俟って両意匠の類否判断に及ぼす影響度は、大きいと評価できます。

5) 意匠全体としての類否判断

共通点は、共通点全体が相俟って生じる効果を勘案しても、上記より、その影響度は一定程度にとどまり、両意匠の類否判断を決定付けるまでには至っていないのに対し、特有形態の差異点（イ）が類否判断に与える影響は大きく、また、差異点（ア）乃至（ウ）が相俟って類否判断に与える影響も大きいといえることから、差異点の印象は共通点の印象を凌駕しており、両意匠は、意匠全体として需要者に与える視覚的印象を異にする非類似の意匠であるとの結論を導き出すことができます。

4. 特許事務所との相談にあたって

上記具体例では、先行意匠群があったがために、目に付きやすい部分にあった共通点の影響度が低下し、差異点に評価の重点が移動しています。また、差異点（ア）～（ウ）のうち特有の形態は（イ）のみですが、差異点全てが相まって意匠全体に引用意匠とは別異の印象を与えていることが大きく評価されています。

このことから、意匠の類否を特許事務所に相談するにあたっては、まず、先行意匠調査を行い、その意匠と基本的構成態様を共通にする公知意匠や、各部の具体的な態様を有する公知意匠はないかを確認し、さらに創作した意匠のコンセプトや特徴部分を説明できるようにしてお

くと、その物品分野の成熟度や意匠の創作傾向、意匠の特性などが把握しやすくなり、特許事務所との相談がスムーズに進むものと思います。

5. おわりに

意匠の類否判断手法について、重要な点に絞って説明しましたが、実際の類否判断では検討すべきことがまだまだあり、経験の蓄積も必要になります。意匠審査基準を見返していただくとともに、近年の不服審判の審決等も参考にいただければと思います。

本稿が、意匠の類否の要諦を掴む一助となり、皆様の意匠実務において少しでもお役に立てれば幸いです。

注 記

- 1) 図1右 特選街, 2008年10月1日10月号第27頁所載
- 2) 図2左 株式会社音楽之友社, stereo, 1号44巻第48頁所載/図2右 株式会社音楽之友社, stereo, 11号43巻第127頁所載
- 3) 図3左 テクニカ販売株式会社, seem, 第1頁所載/図3右 chariosas, charioHiper, 第10頁所載
- 4) 図4左 株式会社音楽之友社, stereo, 8号46巻第26頁所載/図4右 株式会社エレクトロ, SCM20sl

参考文献

- ・不服2016-9943審決
- ・日本特許庁意匠審査基準（平成29年3月31日改訂版）

（原稿受領日 2017年12月11日）